2　前項に規定する事務のうち内国消費税及び国際観光旅客税に関するものについては、税関長は、国税庁長官の指揮を受けるものとする。

（統括監視官の職務）

第二百九十二条　統括監視官は、命を受けて、次に掲げる事務（特別監視官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

一・二　［略］

三　旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係る関税、内国消費税及び貨物割並びに国際観光旅客税の賦課及び徴収に関すること（統括審査官、特別審査官、統括分析官、特別分析官、総括関税鑑査官、総括関税評価官及び統括調査官の所掌に属するものを除く。）。

四～十一　［略］

（収納課の所掌事務）

第二百九十三条　収納課は、次に掲げる事務（統括監視官、特別監視官、統括審査官及び特別審査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　関税、とん税及び特別とん税、内国消費税、国際観光旅客税並びに貨物割（以下この条及び第三百五十一条において「関税等」という。）の納付又は徴収に関すること。

二～九　［略］

2　［略］

（情報分析室の所掌事務）

第三百二十八条の二　情報分析室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［略］

二　関税、とん税及び特別とん税、内国消費税、国際観光旅客税並びに貨物割の賦課及び徴収並びに関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関する情報の総合的な分析に関すること。

（情報管理室の所掌事務）

第三百二十九条　情報管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［略］

二　関税、とん税及び特別とん税、内国消費税、国際観光旅客税並びに貨物割の賦課及び徴収並びに関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関する情報に関すること。

（統括調査官の職務）

第三百三十条　統括調査官は、命を受けて、次に掲げる事務（総括関税評価官及び特別関税調査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

一・二　［略］

三　輸入された貨物に係る関税、内国消費税及び貨物割並びに国際観光旅客税の課税標準の調査並びに関税、内国消費税、国際観光旅客税及び貨物割に関する検査に関すること。

四　前号に掲げる事務に伴う関税、内国消費税、国際観光旅客税及び貨物割の確定に関すること。

2　前項に規定する事務のうち内国消費税に関するものについては、税関長は、国税庁長官の指揮を受けるものとする。

（統括監視官の職務）

第二百九十二条　統括監視官は、命を受けて、次に掲げる事務（特別監視官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

一・二　［同上］

三　旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係る関税、内国消費税及び貨物割の賦課及び徴収に関すること（統括審査官、特別審査官、統括分析官、特別分析官、総括関税鑑査官、総括関税評価官及び統括調査官の所掌に属するものを除く。）。

四～十一　［同上］

（収納課の所掌事務）

第三百三条　収納課は、次に掲げる事務（統括監視官、特別監視官、統括審査官及び特別審査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　関税、とん税及び特別とん税、内国消費税並びに貨物割（以下この条及び第三百五十一条において「関税等」という。）の納付又は徴収に関すること。

二～九　［同上］

2　［同上］

（情報分析室の所掌事務）

第三百二十八条の二　情報分析室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［同上］

二　関税、とん税及び特別とん税、内国消費税並びに貨物割の賦課及び徴収並びに関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関する情報の総合的な分析に関すること。

（情報管理室の所掌事務）

第三百二十九条　情報管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［同上］

二　関税、とん税及び特別とん税、内国消費税並びに貨物割の賦課及び徴収並びに関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関する情報に関すること。

（統括調査官の職務）

第三百三十条　統括調査官は、命を受けて、次に掲げる事務（総括関税評価官及び特別関税調査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

一・二　［同上］

三　輸入された貨物に係る関税、内国消費税及び貨物割の課税標準の調査並びに関税、内国消費税及び貨物割に関する検査に関すること。

四　前号に掲げる事務に伴う関税、内国消費税及び貨物割の確定に関すること。